

八代市学校施設体育館照明設備
LED 化業務委託

公募型プロポーザル実施要領
及び要求水準書

2025 年 4 月

八代市

【実施要領】

1. 事業名称

番号：令和 7 年度 教施委 第 1 号

件名：八代市学校施設体育館照明設備 LED 化業務委託

2. 背景・目的

脱炭素社会に向け、CO2 排出量等環境負荷の削減が求められているなか、学校体育館を LED 照明へ更新することで大きなエネルギー削減効果が見込める。加えて電気代も高騰しているため、LED 照明へ更新することで電気代の削減効果も見込める。

また、LED 照明は寿命も長いため交換等の頻度が少なくなり、維持管理の負担が軽減でき、さらに水銀ランプの製造が終了して現状は在庫のみで対応している状況や、主要メーカーが蛍光灯器具や蛍光ランプの生産も中止していることから、早期に LED 照明への更新を行い、学校施設の環境改善を目的とする。

3. 事業概要

- ・学校体育館にある既設照明器具について、LED 照明への更新を行う。また更新した機器については指定した期間の保証を行うものとする。
- ・受託者は、業務履行に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続き事務、業務管理及びその他の関連業務を実施する。
- ・受託者は、撤去した設備・資材等を適切に運搬・廃棄する。
- ・体育館は災害時の避難所として開放するために無線等にて調光制御が可能な仕様とする。

4. 履行場所

本市の指定する小学校 8 校、中学校 4 校、計 12 施設（別紙「対象施設一覧」による）

5. 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日

器具更新作業期間：契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

保証期間：器具更新から令和 18 年 3 月 31 日まで※

※原則器具更新作業完了の次年度の 4 月 1 日から 10 年間。

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、2 者又は 3 者の事業者により構成される共同企業体（以下「JV」という。）のみとし、次の要件を全て満たしているものとする。

- （1） 八代市競争入札参加資格における電気工事の格付が代表構成員にあっては A 級、

その他の構成員にあつては、A 又は B 級であること。

- (2) 八代市内に営業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱(平成 20 年八代市告示第103号)第3条の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立をしている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立をしている者でないこと。
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てをしている者でないこと。
- (8) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (9) 公募開始日から契約締結の日までの間において、八代市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しないこと。
- (10) 他の本プロポーザル参加者と資本関係・人的関係がないこと。(同一の JV に属する場合を除く。)
- (11) 履行期間中は管理技術者を配置すること。配置する管理技術者は公共工事の監理技術者、主任技術者、現場代理人等との兼務は不可とする。
- (12) 共同企業体の代表となる構成員を定め、その構成員が本プロポーザルの参加申し込み及び技術提案書の提出を行うこと。
- (13) 1事業者が複数の共同企業体の構成員となることはできない。
- (14) 各構成員の出資比率は 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

7. 提案上限額

68,818,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

8. 事業スケジュール

- | | |
|---------------------------|----------------|
| (1) 公募開始(実施要領・要求水準書)の公表 | …令和7年 4 月 21 日 |
| (2) 公募書類に対する質問書(第1回)の提出期限 | …令和7年 4 月 25 日 |
| (3) 公募書類に対する質問書(第1回)への回答 | …令和7年 5 月 2 日 |
| (4) 参加資格審査申請書の提出期限 | …令和7年 5 月 9 日 |
| (5) 参加資格審査結果の通知 | …令和7年 5 月 16 日 |
| (6) 公募書類に対する質問書(第2回)の提出期限 | …令和7年 5 月 23 日 |
| (7) 公募書類に対する質問書(第2回)への回答 | …令和7年 5 月 30 日 |

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (8) 技術提案書及び価格提案書の提出期限 | …令和7年 6 月 6 日 |
| (9) 審査(プレゼンテーション・ヒアリング) | …令和7年 6 月下旬 |
| (10) 審査結果の通知 | …令和7年 6 月下旬 |
| (11) 契約締結 | …令和7年 7 月上旬 |

※(9)の日時については、(5)と併せて通知するものとする。

9. 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、期限までに提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 公募書類に対する質問書（質問がない場合は不要）

① 募集要項に対する質問書(原則 E-mail とする)

1. 提出期限(第1回):令和7年 4 月 25 日 17:00 迄 …第1-1号様式
※実施要領及び参加資格申請書類等に関すること
2. 提出期限(第2回):令和7年 5 月 23 日 17:00 迄 …第1-2号様式
※要求水準書及び技術提案書類等に関すること

(2) 参加資格申請書類

① 参加資格申請書類関係(持参又は郵送とする)

1. 公募型プロポーザル参加資格審査申請書 …第2号様式
 2. 構成企業一覧表 …第2-1号様式
 3. 共同企業体届出書兼委任状 …第2-2号様式
 4. 配置予定管理技術者調書 …第2-3号様式
- 提出期限:令和7年 5 月 9 日 17:00 迄
※郵送(書留郵便に限る。)の場合は5月9日必着

(3) 技術提案書及び価格提案書の提出書類(持参とする)

① 技術提案書 9 部(正1部、副 8 部)、電子媒体1部

1. 業務履行体制 …第3-1号様式
2. 技術提案 …第3-2号様式
3. 保守体制 …第3-3号様式

② 価格提案書 …第4号様式

※封筒へは「1.事業名称」にある件名、番号を記載すること。

提出期間:令和7年 6 月 4 日 ~ 令和7年 6 月 6 日

時 間: 9:00~17:00

提出先

八代市 教育部教育施設課

住 所：〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25

電 話：0965-33-6134

E-mail：shisetsu@city.yatsushiro.lg.jp

10. 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 当該実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類の作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 本プロポーザル実施期間中に八代市の指名停止の措置を受けた場合

11. その他

- ・本プロポーザルは、資格審査申請書提出期限以降に、応募者が0となった時点で中止するものとする。
- ・技術提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- ・提出を受けた書類の返却は行わない。
- ・提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。但し八代市が必要と認めた場合は追加資料の提出を求めることがある。
- ・参加資格申請後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

別紙 対象施設一覧

番号	学校名	体 育 館								
		面積 (㎡)	構造	施設 設置 年月	アリーナ 照明		ステージ 照明		平均 設定 照度 (lx)	照明器具 設置年月
					照明 器具	台数	照明 器具	台数		
1	郡築小	1,185	R C	H23.2	—	24	—	14	500	H23.2
2	東陽小	532	S	S52.1	—	18	◇	5	300	H23.10
3	八代小	1,214	R C	H24.2	—	20	◇	8	500	H24.2
4	昭和小	893	R C	H24.3	—	20	◇	8	300	H24.3
5	麦島小	1,183	R C	H24.2	—	20	◇	8	500	H24.2
6	八千把小	935	S	S56.3	—	24	—	16	300	H24.9
7	二見中	580	S	S45.3	—	15	—	3	300	H24.9
8	日奈久小	589	S	S50.3	—	16	◇	5	300	H24.10
9	日奈久中	812	S	S42.3	—	20	◇	5	300	H24.10
10	第七中	1,297	R C	H25.3	—	23	◇	6	500	H25.3
11	泉中(泉小)	1,371	R C	H25.2	—	24	●	6	300	H25.3
12	弥次分	403	S	S53.3	◇	15	◇	3	300	H24.10

照明器具の凡例は以下のとおり

●：LED 照明

◇：無電極電灯（エバーライト）

—：水銀灯・蛍光灯など

【要求水準書】

12. 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、八代市が発注する八代市学校体育館照明設備 LED 化業務委託について、事業者に要求する水準を定めたものであり、対象施設においてこの要求水準以上であることを求めるものである。

13. 施設概要

「別紙 対象施設一覧」 参照

14. 適用基準

本業務を実施するにあたっては、各種関係法令を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本要求水準書に照らし準拠すること。

15. 業務内容

対象となる学校体育館の既存照明器具の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、本業務に係る LED 照明器具の更新について、本市と合意した内容で実施するものとする。

業務履行については、建設業法をはじめ必要な法的資格等を有する者に従事することとする。

（１）業務概要

- ① 受託者は、契約後速やかに全対象施設に対する現場調査を行った上で、作業計画の作成を行う。
- ② 材料承諾図、作業計画書を作成し、本市の承諾を受けること。
- ③ 施設内での作業の具体的な日程調整を受託者により行うこと。
- ④ 施設内での作業においては、可能な作業は事前に実施する等、効率的な業務履行に努め、学校運営や市民の施設利用に支障がないよう計画すること。
- ⑤ 器具更新に伴い発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処分を行うこと。
- ⑥ 器具更新作業完了後に施設毎の完成図を作成し、本市に提出すること。提出後に本市の確認を施設毎に受けることとする。また器具更新業務にかかる本市の履行確認を受けることとする。

（２）提出書類

【契約時】

- ① 着手届
- ② 業務工程表
- ③ 管理技術者届出書

- ④ 課税事業者届出書
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑥ 契約保証に係る書類
- ⑦ 契約内訳書

【履行期間中適宜】

- ⑧ 使用器具提案書
- ⑨ 作業計画書
- ⑩ 債権者登録申請書(新規・変更)
- ⑪ 債権者登録をしていない場合、または代表者・住所等に変更があり、その変更の届けしていない場合。
- ⑫ 再委託(変更)承諾申請書
- ⑬ 暴力団等排除に関する誓約書(再委託契約の受注者用)

【業務完了時】

- ⑭ 完了届
- ⑮ 完成図書

※⑥については、現金納付（契約保証金納付通知書）以外の書類とする。

※⑩～⑬については該当する場合提出。

※⑮については 17. 完成図書及び完成図参照

16.LED 照明器具の仕様

(1) 一般事項

- ① 本事業における LED 照明器具の更新とは、既設照明器具の部分的な LED 化ではなく、照明器具本体の更新を行うことで LED 化するものとする。
- ② 公共施設用照明器具（JIL5004：2021）を製造しているメーカーより選定すること。
また、公共施設用照明器具の導入実績がある国内メーカーの製品であること。
- ③ 製品の製造者は、ISO9001（品質）及び ISO14001（環境）認証を取得していること。
- ④ 照明器具及び光源（LED）は未使用品であること。
- ⑤ 技術提案書に示した LED 照明器具を使用することとし、本市担当者に事前に材料承諾図、照度分布図等関係書類を提出の上、承諾を得ること。
- ⑥ 維持管理面からすべての施設の照明は原則同一メーカーで揃えることとする。
また 1 施設に導入する高天井照明は同じ製品であること。既設天井高さの影響により同じ製品に統一できない場合は同じシリーズで統一すること。

(2) LED 灯具の性能・構造

- ① 設置高さ 6m以上の高天井用の光源（LED）寿命については 60,000 時間以上（光束維持率 85%以上）の製品であることとし、その他については 40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品であること。
- ② 照度については、体育館アリーナ 1 階フロア及びステージについては別紙対象施設一覧において指定された学校は 500lx それ以外の学校については 300lx とし、その他の空間については、学校環境衛生基準及び日本産業規格 Z9110 に規定する学校施設の照度基準に適合するよう設定すること。ただし、照度範囲があるものを準用する場合には原則中央値を採用することとする。反射率については、提案時においては下記参考値にて想定し、更新作業時には現場調査後、反射率を調整し、確認するものとする。
 - ※参考反射率
 - ・アリーナ及びステージ、多目的スペース、その他これらに準ずる場所
天井 50、壁 30、床 10（％）
 - ・上記以外
天井 70、壁 50、床 10（％）
- ~~③ 屋外照明等については、既設照明の同等程度とし、提案によるものとする。~~
- ④ 光色について、原則屋内は昼光色（5,700～7,100K（ケルビン））、昼白色（4,600～5,500K）とし、~~屋外部分については既設照明器具と同じ仕様とする。~~
- ⑤ 屋内の LED 照明器具については、グレア低減対策を検討すること。
- ⑥ 体育館アリーナに導入する LED 照明器具については、無線等によって調光制御を可能とすること。調光システムについては提案によるものとするが、操作性及び維持管理性を考慮すること。調光率は、0%（調光消灯）及び 5～100% とする。無線通信については、通信の安定性を考慮し、電波干渉等がないよう、使用する周波数帯域等の検討を行うこと。
- ⑦ 高天井照明器具は SUS 製ワイヤー等にて落下防止対策を行うこと。
- ⑧ 体育館アリーナ 1 階フロアに面する照明器具（誘導灯含む）には、保護ガードを含むものとする。既設保護ガードがあるものについては、撤去し、新設する。現場調査により、既設保護ガードが流用できる場合は、協議による。その他提案により、保護ガードを新たに必要とする場合は、それを妨げないものとするが、要否については協議により決定する。
但し、アリーナ用照明器具は対象外とする。
- ⑨ 既設照明器具が防雨、防湿、防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。ただし、協議により仕様の調整は可能とする。
- ⑩ ベースライト、ダウンライト、ブラケットライト等については、維持管理性に配慮し、可能な限り光源部が取替可能な機種（バータイプ、電球タイプ等）を選定すること。

17.更新作業に関する仕様

(1) 現地調査・設計

- ① 現地調査を行うにあたり、本市担当者及び学校に事前に連絡をすること。
- ② 現地調査について、体育館内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。
- ③ 現地調査後、使用器具提案書、作業計画書を作成し、本市の承認を受けること。また更新に際して見込まれる省エネの効果についての資料も併せて提出すること。
- ④ 原則は既設器具から LED 照明器具への更新を基本とするが、市の要望や受託者の現地調査結果や提案により、器具の増設が必要となった場合は市と協議の上決定する。増設等の計画の変更については、契約変更の対象とする。
- ⑤ LED 更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者による作業とする。作業従事者の作業員名簿や資格の写しについては、作業計画書に添付するものとする。
- ⑥ LED 更新作業にあたっての安全管理については、本市担当者及び学校と十分に協議を行い、作業計画書に反映させるものとする。安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うものとする。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受託者の負担にて行うものとする。
- ⑦ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は受託者によるものとする。また、事前に設置期間や設置方法等について、本市担当者及び学校と調整の上、作業計画書に反映させるものとする。学校によっては体育館を一般開放しているため、作業期間は早めに計画し、本市担当者へ報告すること。
- ⑧ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に本市担当者及び学校と調整の上、作業計画書に反映させるものとする。
- ⑨ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、作業計画書にて提出すること。
- ⑩ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に本市担当者及び学校と調整すること。

(2) 現場作業

- ① 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領に準拠することとし、電気設備技術基準等の関係法令を遵守することとする。また、上記以外の作業（足場の設置等）については、本市担当者と協議をし、学校運営に支障のない作業を行うこととする。
- ② LED 更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真にて報告すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真にて報告すること。
- ③ 撤去した既設照明器具について、PCB を含む安定器があった場合には、取り扱

いについて本市担当者と協議するものとする。

- ④ 更新作業において、天井に穴あけ加工が必要な場合は、アスベスト含有みなし（レベル3相当）として対応し、受託者負担で行うこと。（主に一体型の非常用照明器具を、別置の専用型に置き換える場合を想定。）
- ⑤ LED 更新作業において、照明器具以外に使用する材料についてもすべて未使用品を使用するものとする。
- ⑥ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- ⑦ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるものとするが、電源コードリール等は漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努めること。
- ⑧ 更新作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。詳細は協議による。
- ⑨ 誘導灯等の更新作業にあたっては、関係する官公庁との協議及び届出等の手続きについて行うこと。
- ⑩ 本事業により設置した照明器具については、件名、作業年月日、受託者名を、「図1 表示例」を参考に表記を行うこと。表記場所については、器具本体を原則とするが、高天井用等についてはスイッチ箇所又は分電盤に行うものとする。

八代市学校施設照明設備 LED 化業務委託 設置:2025/〇月 保証期間:~2036/3/31 受託者:〇〇〇〇〇〇
--

図1：表示例

18. 完成図書及び完成図

LED 照明器具の更新作業完了後に以下の書類等を各施設単位で作成し、本市に提出するものとする。

（1）完成図書

- ・しゅん工写真
- ・照度測定結果(改修前後)、絶縁抵抗測定結果、電圧電流測定結果（改修前後、市指定の様式）
- ・産業廃棄物管理票（D 又は E 表）の写し（電子マニフェストも可）
- ・PCB 有無及びアスベスト含有に関する報告書
- ・更新作業写真（着手前・中・後）
- ・打ち合わせ記録
- ・作業工程表（月間）
- ・予備品リスト

- ・機器取扱説明書 ※学校別にファイリングすること。
- ・作業体制表及び連絡体制表
- (2) 電子データ(USB メモリにて提出)
 - ・(1)に記載する各種書類のデータ(PDF)
 - ・図面データ(jww 及び PDF 形式)

※施設毎に整理すること。また PDF については個別 PDF と、また個別 PDF を結合したものを別途提出のこと。

 - ・写真データ(jpeg 形式) ※施設毎、工程毎に整理すること。(任意)
 - ・機器完成図(PDF 形式) ※施設毎、機種毎に整理すること。
- (3) しゅん工図
 - ・製本 (A2) 2 部、(A3 縮小) 2 部

19.LED 更新器具の保証

- ・受託者は、「5. 履行期間」にある保証期間において、更新した LED 照明器具に不具合が生じた場合は、調査及び修繕を行うものとする。また調査の結果、受託者の保証対象外となった場合においても、調査に係る費用については受託者の負担とする。
- ・誘導灯や非常照明に内蔵される蓄電池についても、保証の対象とする。
- ・上記の不具合時の対応については、学校施設であり生徒や地域住民の利用を考慮し、早急に対応すること。
- ・受託者は保証期間に係る連絡体制を作成し、提出すること。また連絡体制に変更が生じた場合は、速やかに本市へ届け出ること。
- ・保証に係る本市と受託者の責任分担については、原則「表 1 保証に係る責任分担表」の通りとする。なお、保証期間中に該当しない事項が発生した場合には、別途協議の上決定するものとする。ただし、保証期間中における、器具の価格及び労務費の改定による契約金額の増額については、原則認めないとするが、社会情勢等の大幅な変動など、受託者及び関連業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

20. その他

- ・受託者は、更新した LED 照明器具の使用について、速やかに仮使用を認めること。なお、仮使用が遅れることにより施設に支障をきたす場合は、速やかに本市担当者に連絡をすること。
- ・本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本市担当者と協議を行うこと。

表1 保証に係る責任分担表

番号	リスク内容	負担者	
		市	受託者
1	器具不良時の調査 (保証対象内外問わず)		●
2	器具の不良による故障		●
3	器具の作業不良による故障		●
4	器具の消耗、摩耗による故障 (蓄電池等含む)		●
5	施設利用者の故意・過失による器具の破損	●	
6	器具の改造に起因する故障	●※1	
7	別途改修工事等による移設や撤去に係る作業費	●	
8	別途改修工事等により移設し、移設後の器具の保証		▲※2
9	災害(落雷、火災、地震、水害、雨漏り含む)等による器具の故障	●	
10	器具または器具の一部の盗難	●	
11	本業務委託で作業対象外の部分に起因する故障	●	

※1 表示シール等の貼付けや本業務対象器具から別途業務対象外の器具への電源分岐程度の改造など器具の機能に大きく影響しないものについては、改造の範囲外とする。

※2 移設費用を別途市で負担及び要望し、受託者またはその構成企業となる業者がその移設業務を自ら実施した場合は、器具及びその作業については保証対象とする。ただし、本業務で示す保証期間中に限るものとする。

注) 施設の改築又は災害等により施設を解体した場合は、それに係る器具の保証は終了するものとする。また、これに伴う費用は発生しないものとする。